

Q. 手話通訳者の配置について



大口司郎 議員

OGUCHI Shiro

A. 継続的に設置する

手話通訳者の配置については、障害者福祉審議会において議論が続けられたが、会計年度職員が職務の片手間に手話通訳を行うという甚だ心細いものを感じる。

近隣の自治体では、北名古屋市、清須市が要綱を整備して通訳者が設置されている。豊山町には20人くらい聴覚に障害を持った住民がいらっしやる。

障害者権利条約の精神から、町長の「一人も取り残さない」「住んで良かった」という考え方とまったく同意のものではないかと考える次第である。

「心身に障害がある人」「障害者」という発想ではなく「社会に存在する障害に直面している人」助けを必要とする人（障害者）」という発想を基本としたときに現状で充分と考えているのか。

A

生活福祉部長

要件などを的確に把握するなどスムーズな対応ができているものと考えている。

Q

「心身に障害がある人」「障害者」という発想ではなく「社会に存在する障害に直面している人」助けを必要とする人（障害者）」という発想を基本としたときに現状で充分と考えているのか。

Q

聴覚障害者などから、手話通訳者の設置について要望などがあつた場合に合理的配慮という観点に基づき、社会的障壁の除去が可能であるか具体的にお答えをお願いします。

A

生活福祉部長

目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行うことが必要であること。できる限り聞こえないことによる不便さを感じないよう努めていく。

Q

現在のよつな会計年度職員が事務の補助の傍らに手話通訳するのではなく、要綱を定め、業務の明確化、継続的、恒久的に通訳者を設置する考えはないか。

A

生活福祉部長

令和5年4月から「豊山町手話通訳者設置事業実施要領」を定めて、手話通訳者の業務内容、設置場所や業務にあつたての留意事項などを規定している。今後においても、手話通訳者を継続的に設置していく予定である。

Q. シルバーのインボイスは

A. 他自治体の対応を参考に検討

シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進に資することを目的とした団体である。

シルバー人材センターと「会員」との関係は、雇用ではなく「請負」が基本である。

このため配分金が消費税の課税対象となってしまう。

配分金の消費税などどのようにになっているか町は把握しているか。

A

生活福祉部長

シルバー人材センターの会員は、免税の個人事業者にあたる。シルバー人材センターからは、配分金に含まれる会員の消費税分については、シルバー人材センターが負担すると聞いている。

Q

この問題をどのように考えるのか。また対応策はあるのか。

A

生活福祉部長

インボイス制度の開始によって、消費税を納税するため負担が増大する。

国は、他の事業主が行う取引との公平性が損なわれることから、特例措置は設けないこととしている。

インボイス制度導入に伴う対応については、他自治体の対応を参考にしつつ、シルバー人材センターの考えを確認しながら検討してまいりたい。